

子ども・子育て支援新制度の問題点（その二）

―保育所の公定価格の問題を中心に―

新島 一彦

はじめに

第一章 公定価格の概要と構成

第三章 政府の対策について
おわりに

第二章 公定価格に含まれる保育士の賃金と労働

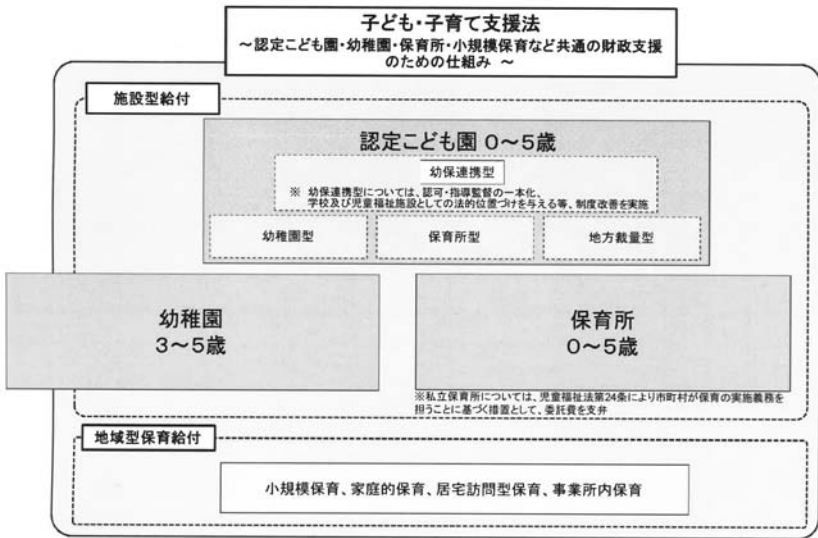
時間の関係

―幼稚園との比較において

はじめに

子ども・子育て新制度が導入され二年が過ぎようとしている。子ども・子育て支援新制度は、待機児童解消を目指し、「全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする」（子ども・子育て支援法一条～三条）ことを目的に平成二十七年四月一日から導入された。新制度の特徴は、これまで、幼

図1 新制度概念図



稚園、保育所、認定こども園の就学前の施設の所轄官庁がそれぞれ異なっていたものを、内閣府が統轄して財源を一本化し、「子育てを社会全体で支える」という構想に基づいて、子育て支援の質と量の向上を図ることにあ
る。(図1参照)そして、その財源には、消費税の増額分を充てることになっている。^①

筆者は、「子ども・子育て支援新制度の問題点―保育所に関わる問題を中心に―」平成法政研究第一九巻二号(平成二七年三月発行)において、幼稚園と保育所の公定価格(仮)に大きな問題があると指摘した。その後、平成二七年二月に公定価格が正式に示され、平成二八年度の数字も公表されたので、具体的な数字を見ながら詳しく検討してみたい。^{②③}

第一章 公定価格の概要と構成

本論に入る前に公定価格について概観を見ておく。

公定価格とは、新制度の施設・事業で保育を受ける場合

の児童一人分の保育にかかる費用（月額）で、国が単価を示している。⁴⁾

公定価格は、①基本分（人件費、管理費、事業費）と、②加算分（職員の配置状況に応じて設定）で成り立っている。⁵⁾ 人件費は常勤職員給与（本俸、諸手当、社会保険料など）と非常勤職員給与（嘱託医、非常勤職員雇上費用、年休代替要員費、研修代替要員費）、管理費は、旅費、被服費、職員健康管理費、保健衛生費、補修費など、事業費は、子どもの処遇にかかわる一般生活費（給食材料費、保育材料費など）で構成されている。

加算分は、主任保育士専任加算、処遇改善等加算（三歳児を二〇…一から一五…一に改善するための人件費加算）などである（後述参照）。

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要量及び必要性の基準に基づき「認定」を行い、認定を受けた保護者と保育を提供する施設事業者が契約を結び保育が行われた場合に「教育・保育給付」が支給される仕組みになっている。その給付額は国が定める「公定価格」に基づいて決定される。「教育・保育給付」は、施設型給付と地域型保育給付からなっており、施設型給付は幼稚園、保育所、認定子ども園の利用者が対象で、地域型保育給付は小規模保育、家庭的保育、事業所内保育所、居宅訪問型保育の利用者が対象となる。

公定価格は、施設型給付や地域型保育給付の各施設・事業ごとに以下の分類により設定されている。

- 幼稚園（教育標準時間認定）
- 保育所（保育認定）
- 認定子ども園

表1 認定の種類

認定区分	認定内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	児童が満3歳以上で、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 保育時間認定 満3歳以上	児童が3歳以上で、保育所等を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 保育時間認定 満3歳未満	児童が満3歳未満で、保育所等を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

保育所を利用できる時間（2号、3号認定のみ）

保育必要量区分	就労等の事由で保育を必要とする場合の 実労働必要時間数	利用可能な 保育時間
保育標準時間	月120時間以上	1日最大11時間 この時間を越えた 部分は延長保育料が かかる
保育短時間	1日4時間以上かつ週4日以上 (保育料は標準時間の1.7%減となる)	1日最大8時間 この時間を越えた 部分は延長保育料が かかる

(教育標準時間認定)

(保育認定)

○公立の特定教育・保育施設

(教育標準時間認定・保育認定)

○家庭的保育事業(保育認定)

○小規模保育事業(保育認定)(A型)(B型)(C型)

○事業所内保育事業(保育認定)

(定員一九人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所))

(定員一九人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所))

(定員二〇人以上)

○居宅訪問型保育事業(保育認定)

○特例給付(教育標準時間認定・保育認定)

そして、都市部と地方の物価等の差を

表2 幼稚園と保育所の開園日数・時間の比較

	1日の開園時間	1週間の開園日数	1ヶ月の開園日数	1ヶ月の開園時間	1年間の開園日数	1年間の開園時間
幼稚園	4時間	5日	20日	80時間	200日	800時間
保育所	8時間～11時間	6日	25日	200時間～275時間	300日	2400時間～3300時間

反映させるため、全国を八つの地域に分類し（百分の二十地域、百分の十六地域、百分の十五地域、百分の十二地域、百分の十地域、百分の六地域、百分の六地域、百分の三地域、その他地域）、施設等の所在地の違いにより異なる単価を設定し（都市部は高額に、地方は低額に設定）、さらに児童の定員数によって異なる額が設定されている。また、受け入れられる子どもの状況、認定の区分や年齢ごとにも異なり、特に二・三号認定の子どもは、保育の必要量（保育短時間、保育標準時間）の区分ごとに異なる価格が設定されている。（認定の種類については表1参照。）

第二章 公定価格に含まれる保育士の賃金と労働時間の関係

—幼稚園との比較において

ア 幼稚園と保育所の保育時間、保育日数の差異が反映されていないこと

公定価格で規定されている幼稚園、保育所の開園（所）日数と開園時間を比較したものが表2である。幼稚園の一日の開園時間は四時間、保育所は八～一時間である。一週間の開園（所）日数は、幼稚園が五日（土曜休園）、保育所は六日（土曜開所）である。従って一か月では幼稚園は二〇日で八〇時間、保育所は二五日で二〇〇時間～二七五時間となり、一年にすれば、幼稚園は二〇〇日八〇〇時間、保育所は三〇〇日二四〇〇時間～三三〇〇時間となる。つまり、年間で見ると保育所の年間開所日数は幼稚園の一・五倍、保育時間では、最小で三倍、最大で約四倍となる。（表2参照）

表3 基本分単価に占める人件費相当額の比較(その他地域、定員90人、加算率12%の場合)

	4歳以上児			3歳児		
	1号認定	2号認定	(保育所)	1号認定	2号認定	(保育所)
	(幼稚園)	短時間	標準時間	(幼稚園)	短時間	標準時間
(1) 基本分単価	32,070 (100.0)	32,700 (101.9)	37,560 (117.1)	38,520 (100.0)	39,060 (101.4)	43,920 (114.0)
(2) (1)に占める人件費相当額(※)	30,000	26,000	30,000	36,000	32,000	36,000
(幼稚園を100とする指数)	100	86.6	100.0	100	86.1	100
(3) 人件費比率 (2)÷(1)×100	93.5%	79.5%	79.8%	93.4%	81.9%	81.9%
冷暖房費加算	110	110	110	110	110	110

※処遇改善等加算に示されている単価額(例えば4歳以上児の1号認定、300円)は、基本分単価に含まれている人件費の1%相当額である。そのため、単価額の100倍が基本分単価の人件費相当額となる。

出典：村山祐一「公定価格(保育費用)の特徴と保育者の処遇を考える(4)」月刊保育情報2015年10月(№467)を参考に、平成28年度分の数値に置き換えて筆者が作成。

一方、幼稚園と保育所の基本分単価額に占める人件費を比較したのが、表3である(地域区分はその他地域、定員区分は90人の場合)。

四歳以上児の1号認定(幼稚園)の基本分単価は三二、〇七〇円、2号認定(保育所)の保育短時間は三二、七〇〇円、保育標準時間は三七、五六〇円である。また、三歳児の1号認定は三八、五二〇円、2号認定の短時間は三九、〇六〇円、標準時間は四三、九二〇円である。そして基本分単価に含まれる人件費相当額を比べると、それぞれ三〇、〇〇〇円、二六、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、三六、〇〇〇円、三二、〇〇〇円、三六、〇〇〇円である。

ここで、三歳児をみると1号認定は三六、〇〇〇円であるが、2号認定短時間は三二、〇〇〇円となる。保育時間は、1号認定は四時間、2号認定短時間は八時間と二倍であるのに1号認定より2号認定が低額となっている。さらに、人件費比率を見るとわかるように、保育時間が長い2号認定においては、比率が低くなっている。

ここから明らかなことは、保育所は幼稚園よりも保育時間が長いにもかかわらず、人件費が安く設定されているということがある。

さらに、幼稚園では、土曜休園に加え、夏休み、冬休み、春休みがあるのに対し、保育所は年末年始の六日間しか休園日がない。保育時間に関して見てみると、幼稚園では四時間であるので、残りの四時間は保育の準備や研修に当てることができる。しかも夏休み等、長期の休園期間があるので、研修や保育準備に十分な時間が与えられている。

しかし保育所では一日八時間子どもと直接関わるのが求められ、土曜日もほとんどの施設では四週五休で働いている。しかも休園日は年間六日間だけである。仕事の内容について比較してみると、幼稚園教育要領と保育所保育指針において四〜五歳児ではその内容は同じであり、幼稚園とほぼ変わらない記録の作成が保育所保育士にも求められ、その上保育所保育指針では、子育て支援や保護者の指導も保育士の重要な仕事として位置付けられている。したがって保育所では、保育記録や保育の準備が「時間外労働」にならざるを得ない制度上の実態が存在している。当然ながら、研修時間も十分に確保できない。

公定価格には、保育所における研修代替職員の配置分として年間二日を見込んでいるが、二日では少ないといわざるを得ない。^⑦

イ 保育短時間と標準時間の保育単価の問題

新制度においては、保育所に預けられる条件を緩和するために、「保育短時間」（二一時間）と「保育標準時間」（八時間）という新しい区分を設けた。^⑧ 旧制度では、保育所に預けるために保護者は、一ヶ月九六時間程度就業していなければならなかったが、新制度では短時間勤務のパートタイム就労でも預けられるように、一日四時間、週四日以上

表4 幼稚園と保育所の公定価格の比較(4歳以上児、その他地域、90人定員、加算率12%)

保育認定別	1号認定(4時間) 幼稚園	2号認定(8時間) 保育所	2号認定(11時間) 保育所
公定価格	32,070円(100)	32,700円(101.9)	37,560円(117.1)
1号認定の4時間以降の差額		630円	5,490円
1号認定の4時間以降の 保障される1日単価		25.2円	219.6円

になった。ただし、この場合預けられる時間は八時間までとなり、これを「保育短時間」と呼ぶ。一方、一時間まで預けられる「保育標準時間」は、保護者の就労時間が一ヶ月一二〇時間以上の場合である。

公定価格表では、保育短時間と保育標準時間を区別し、それぞれの単価を標示している。単純に考えれば、保育短時間が八時間保育、標準時間が一一時間保育であるから、標準時間の基本分単価は、短時間の一・三七五倍になっているはずである。また、基本分単価に占める人件費もこれに応じて比例していなければならない。ところが、実際はそうになっていない。表4からわかるように、四歳以上児の二号認定において、保育短時間が三二、七〇〇円、保育標準時間が三七、五六〇円で、一・一四八倍にしかなっていない。この点においても、保育士の賃金が抑えられていることがわかる。

ウ 子どもの処遇に格差があること

公定価格表によれば、幼稚園、認定子ども園、保育所で、単価の差に大きな違いが見受けられない。このことは、それぞれの施設において保育時間が異なるにも拘わらず単価に差がないということ、保育時間や保育日数の違いが適正に反映されていないという問題が明らかになった。(表4参照)

公定価格の単価表では、一号認定(幼稚園、四時間)が三二、〇七〇円である。これを一〇〇とすると、保育所の二号認定短時間(八時間)は三二、七〇〇円で一〇一・九とな

り、二号認定標準時間（一一時間）は三七、五六〇円で、一一七・一となる。二号認定短時間の子どもは残り四時間を六三〇円（日額二五円二〇銭）で、標準時間は残り七時間を五四九〇円（日額二一九円六〇銭）で処遇せよ、ということになる。すなわち、保育時間が二倍となる保育園児と保育時間が四時間しかない幼稚園児でほぼ同じ単価になっているのである。（表4参照）これは明らかに子どもの処遇に格差を生じさせている。この考え方は冷暖房費にも現れており、四時間の一号認定の子どもの加算が一一〇円で、それ以外の二号認定の八時間も一一時間も同じ一〇円であり、残りの四時間は冷暖房を使用できないということになる。ちなみに冷暖房費加算はすべての認定区分において同額となっている。（表3参照）

工 加算額に占める人件費の比較

人件費については、基本分単価に加え、加算額についても検討する必要がある。加算額とは、一定の条件が満たされた場合に基本分単価に加えて支給されるもので、保育所に対しては、以下のような種類がある^⑩。

基本加算部分

- ① 処遇改善等加算 …… 職員の平均勤続年数に応じて設定される。
- ② 所長設置加算 …… 他の施設との兼任ではなく、専任の所長（園長）を配置した場合に加算される。
- ③ 三歳児配置改善加算 …… 最低基準は二〇対一である保育士の配置を一五対一にした場合に加算される。
- ④ 休日保育加算 …… 日曜日、国民の祝日及び休日に保育を実施する施設に加算する。
- ⑤ 夜間保育加算 …… 夜間保育を実施する次節に加算する。

⑥減価償却費加算 …… 建物の整備にあたって国庫補助を受けていない施設に加算する。

⑦賃借料加算 …… 建物が賃貸物件である場合に加算される。

特定加算部分

①主任保育士専任加算…… 専任の主任を配置し（クラスを担任しない）、以下の事業等を複数実施する施設に加算す

る。延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児が三人以上利用している施設、障害児が一人以上利用している施設。

②療育支援加算 …… 主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において主任保育士を補

助する者を配置した場合加算する。

③事務職員雇上費加算…… 事務職員を配置し、右記①主任保育士専任加算に示した事業等のいずれかを実施する施設

に加算する。

④冷暖房費加算 …… 全ての施設に加算する。

⑤除雪費加算 …… 豪雪地帯対策特別措置法に規定する地域に所在する施設に加算する。

⑥降灰除去費加算 …… 活動火山対策特別措置法に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。

⑦入所児童処遇特別加算…… 高齢化社会の到来に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、ま

た、高齢者等によるきめ細やかな子ども処遇の向上を図るために高齢者等を雇用する施設に加算する。

⑧施設機能強化推進費加算…… 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全

かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取り組みを行う施設で、右記①に示した事業等を複数実施する施設に加算する。

⑨ 小学校接続加算

……小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にし、授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施し、小学校との接続を見通した教育課程を編成している施設に加算する。

⑩ 栄養管理加算

……食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

⑪ 第三者評価受審加算……「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者機関による評価を受審

し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

なお、これまで幼稚園、認定こども園にのみ認められていた、チーム保育推進加算が、平成二八年度より平均勤続年数一五年以上の保育所に認められることになった。しかしながら平均勤続年数一五年というのは長すぎて、適用対象となる保育所は多くない。（表6参照）

これらのうちには、幼稚園にも適用されるものがあるので、その部分について比較をしたのが表5である。

加算分に占める人件費の割合においても、保育所は幼稚園と比較し低額に抑えられていることがわかる。表5において、①の処遇改善加算の額を見ると、幼稚園を一〇〇とした場合、四歳以上児の短時間で八六・六、標準時間

表5 幼稚園と保育所の4歳以上児・3歳児の公定価格単価額の比較表
 (その他地域、90人定員、処遇改善加算率基礎分12%)の場合)

単位：円

	4歳以上児			3歳児			
	1号認定 (幼稚園)	保育所(2号認定)		1号認定 (幼稚園)	保育所(2号認定)		
		短時間	標準時間		短時間	標準時間	
基本分単価	32,070	32,700	37,560	38,520	39,060	43,920	
(幼稚園を100とした指数)	100	101.9	117.1	100.0	102.0	114.0	
主に 人件費 として の加算	①処遇改善等加算	3,600	3,120	3,600	4,320	3,840	4,320
	人件費1%単価額	(@300)	(@260)	(@300)	(@360)	(@320)	(@360)
	幼稚園を100とした指数	100.0	86.6	100	100.0	88.8	100.0
	②所長加算	基本分に参入	5,340		—	5,340	
	③副園長・教頭設置加算	1,170	—		1,170	—	
	④主任保育士専任加算	—	3,141		—	3,141	
	⑤主幹教諭等専任加算	1,349	—		1,349	—	
	⑥3歳児配置改善加算	—	—		7,170	7,080	
	⑦チーム保育加算	4,780~9,560	—		4,780~9,560	—	
	⑧通園送迎加算	956	—		956	—	
	⑨事務職員雇上加算	—	573		—	573	
	⑩給食実施加算	1,470	基本分に参入		1,470	基本分に参入	
⑪子育て支援活動加算	50	—		50	—		
人件費加算(①~⑪)の合計<1号認定平均額>	13,375~18,155	12,138	12,618	21,265~26,045	19,974	20,454	
幼稚園を100とした指数	<15,765>	76.9	80.0	<23,655>	84.4	86.4	
⑫冷暖房費加算	110	110		110	110		
総計	45,445~50,225	44,838	50,178	59,785~64,565	59,034	64,374	
<1号認定平均額>	<47,835>			<62,175>			
幼稚園を100とした指数	100	93.7	104.8	100.0	94.9	103.5	

出典：村山祐一「公定価格〈保育費用〉の特徴と保育者の処遇を考える(4)」月刊「保育情報」2015年10月号掲載の表を筆者が平成28年度の数字に置き換えた。

表6 チーム保育加算

チーム保育推進加算の創設

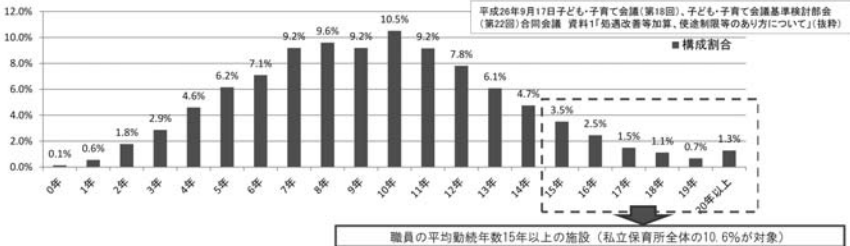
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数) を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



で一〇〇、三才児では、短時間で八八・八、標準時間で一〇〇となっている。そして、人件費加算の合計を見ると、幼稚園の一号認定を一〇〇とした場合、保育所二号認定の短時間が七六・九、同標準時間が八〇・〇、保育所の三才児短時間が八四・四、同標準時間が八六・四となっている。前述したとおり、幼稚園は四時間保育、保育所は八〜一時間保育で幼稚園の二倍以上になっているにもかかわらず、保育所の人件費分は反対に安くなっている。

第三章 政府の対策について

一 平成二七年度の動き

待機児童解消に向けて国は、平成二五年四月に「待機児童解消加速化プラン」を打ち出した。その後も、保育士確保プラン(平成二七年一月公表)、平成二七年度予算では、保育士確保プランのさらなる展開として、保育士・保育所支援センターの設置・運営(機

能強化)、職員用宿舍借り上げ支援事業(月額約八万円)等を打ち出した。また、二七年度末には「待機児童の解消に関する緊急対策」(平成二八年三月二八日)として、補正予算において以下の対策を打ち出した。

○待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等。

○保育所等におけるICT化推進等について(保育所等における業務効率化推進事業)

・ICT化推進…システム購入費最高一〇〇万円(一か所当たり)

補助率、国…四分の三 地方…四分の一

保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画、保育の記録、シフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援するものである。保育士の仕事は、年間、月間、週間、日案等の保育計画をはじめ、保護者との連携を図るため連絡ノート(記入や子どもの発達の記録の作成に追われている。特に連絡ノートの記入ができるのは、子どもが午睡している間であり、保育室で子どもの様子を見ながら記入している。そのため休み時間を確保することが難しくなっている。また、保育の記録の作成ができるのは、一日の保育が終わった後となるので、必然的に時間外勤務が発生する。保育システムを導入することにより、業務負担の軽減が期待される。

・カメラ設置…最高一〇万円(一か所当たり)

事故防止や事故後の検を可能とするためのカメラの設置に必要な費用を支援するものである。

○保育士修学資金貸付…保育士養成施設に通う学生に対し、貸付を行う。

学費 月額五万円、入学準備金 二〇万円、就職準備金 二〇万円等

卒業後、五年間の実務従事により返還を免除。

国の補助率を四分の三から十分の九に引き上げる。

○保育補助者雇上支援…保育士の負担を軽減する。貸付額年額二九五・三万円

○未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援…保育料の一部を支援。貸付額月額二万七千円

○潜在保育士の再就職支援…再就職後二年間の実務従事により返還免除 貸付額 二〇万円

右記の三つの補助金の補助率はいずれも国が一〇分の九、地方が一〇分の一。

二 平成二八年度補正予算について（平成二八年度二次補正予算案 五四四・〇億円）

平成二八年度補正予算では、以下の施策を打ち出した。

○ 保育の受け皿拡大の加速化（平成二九年度分の前倒し）を図るため、市町村が実施する保育園等の整備に要する費用について、補助を行う。

○ 保育園等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。（一か所九〇万円）

これは、神奈川県で平成二八年七月に発生した「相模原障害者施設殺傷事件」を機に、施設の防犯対策を図るものである。

- 保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増（二〇万円→四〇万円）する。
- 未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（一名↓二名）できるよう保育補助者雇上支援を拡充する。
- 保育園等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部について貸付を行う。
- 認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策のためのカメラの設置等の費用について、補助を行う。

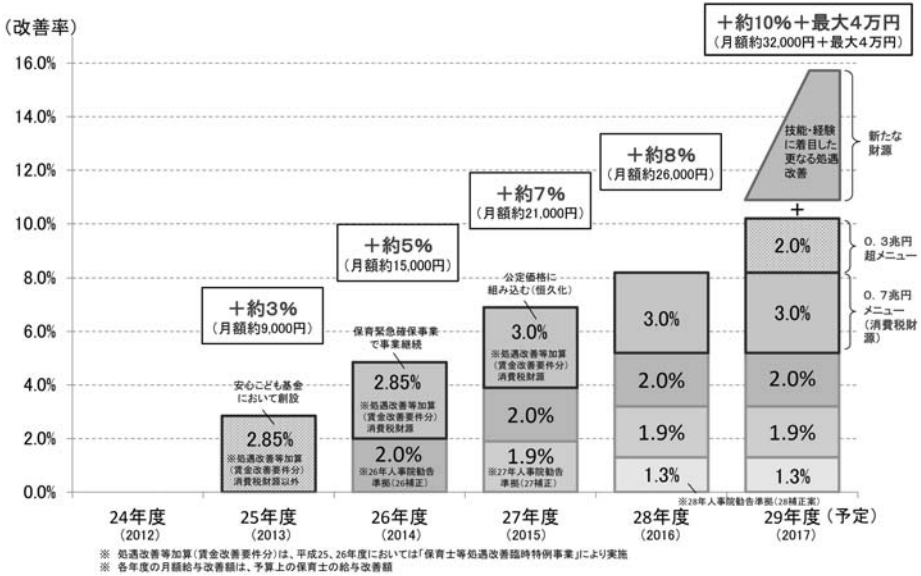
待機児童解消加速化プランに掲げられた諸制度は、保育士不足の解消に役立つものとして一定の評価はできる。しかしながら、地方自治体の負担分があるため、財政的な余裕がない自治体では、これらの制度を取り入れられないところが多く存在する。国の補助率を引き上げたとは言え、経済不況が続く状況において財政事情が悪化している自治体では、取り組むことができないのが実情である。

三 平成二九年度予算案について

平成二九年度予算案においては、保育士不足解消と離職率を低減させるため、保育士の処遇改善に力を入れている。

表7 処遇改善の推移

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



○保育士の処遇改善の取り組み

保育士の給与が全職種平均よりおよそ十一万円安くなっている現状^①に対し、政府は平成二四年度から「保育士処遇改善臨時特例事業」実施し、主任保育士で平均月額約一万円、保育士で月額平均八千円の改善を行った。そして二七年度には、新制度への移行により、公定価格の中に消費税を財源とする処遇改善等加算(賃金改善要件分)として三%が組み込まれた。また、人事院勧告により、平成二七年度には、一・九%、平成二八年度には、一・三%の賃金改定が実施された。(表7参照)

さらに、平成二九年度予算では、キャリアアップの仕組みを導入し、中堅職員である副主任や専門リーダー(共に経験年数概ね七年以上)に月額四万円、職務分野別リーダー(経験年数概ね三年以上)に月額五万円の処遇改善を新設する予定である。これは、研修を受講することにより技能を習得し、キャリアアップをできるようにするもの

表8 キャリアアップの仕組み

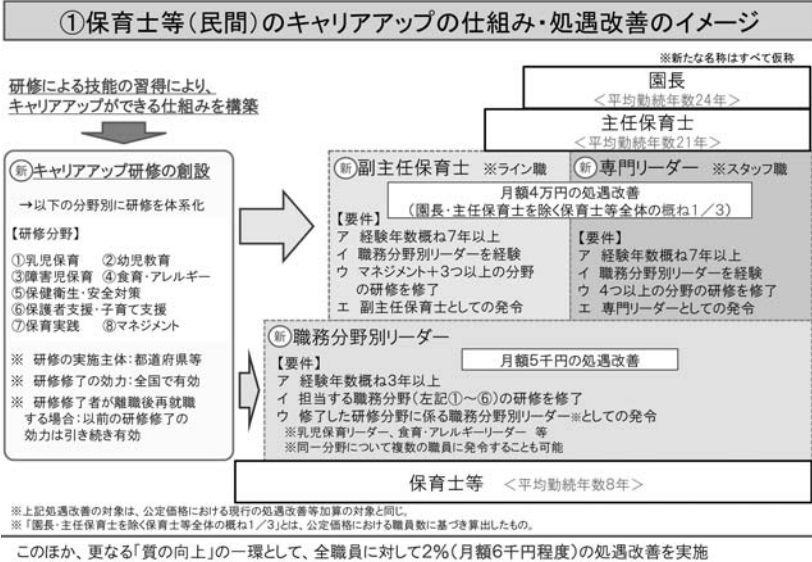
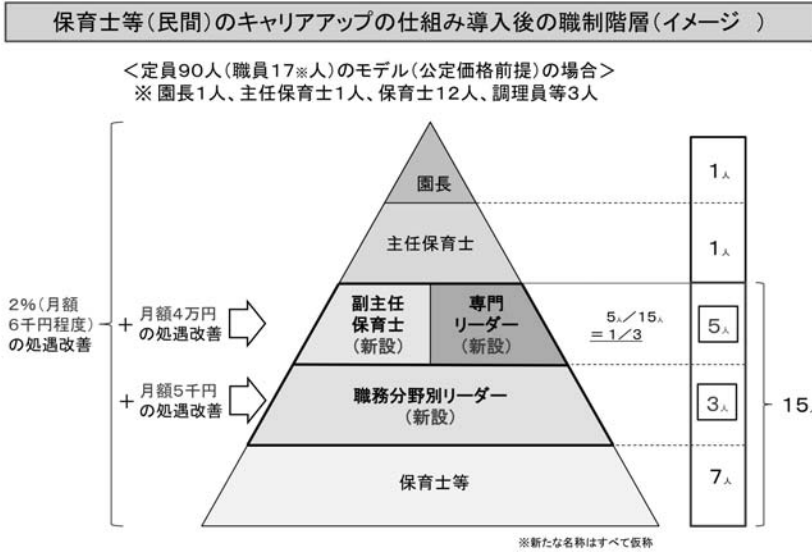


表9 キャリアアップの職制階層



である。研修分野として、①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦保育実践、⑧マネジメントが掲げられている（表8、9参照）。

この制度は、低賃金にもかかわらず、仕事の責任が重い保育士の実態を考慮し、保育の質の向上を図りながら賃金も向上させるものとして、導入されたと考えられる。保育士の仕事は、子どもの保育だけではなく、親に対する支援も求められており、高度の専門知識と技術力を必要とする。それに見合った賃金構造になっていないことが、保育士不足の大きな要因の一つであるから、適切な対応が望まれる。

おわりに

平成二七年度から導入された「子ども・子育て新制度」につき、主として保育所にかかわる問題点につき特に幼稚園との比較をしながら検討してきた。そこで分かったことは、幼稚園と比較すると、公定価格の仕組みに問題があり、保育所の人件費が低く抑えられていることであった。これは、子ども・子育て支援法が目指す「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」（子ども・子育て支援法第二条）という趣旨に沿うものではなく、さらには児童福祉法が保障する平等原理に反するものと考えられ、早急な改善が求められる。待機児童の解消にあたり、保育士不足がその要因となっていることが指摘されていることから、保育士の処遇改善が喫緊の課題となる。先に見たように、平成二九年度予算では、若干の改善が見られるが、根本的な改善には至っていない。

乳幼児期は人格形成に最も重要な時期であり、育て方の重要性が叫ばれている。¹² 保育所は子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場となっており、子どもたちの育ちの場として保育士の仕事は大変重要な役割を担っている。特に、

いわゆる「発達障害児」が増加している現状^③を考えると、四〜五才児の保育士の配置基準を現行の三〇対一から二〇対一とする改善が求められる。

保育士の処遇改善は賃金だけでなく、保育の質を向上させるためのきめ細やかな対応が求められている。

- (1) 「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成二八年四月改訂版）」内閣府発行を参照。
- (2) 内閣府告示第百十九号 平成二八年三月三十一日
- (3) 平成法政研究一九巻二号の論文は、「仮単価」を参考にしているため数字が異なる。
- (4) 子ども・子育て支援法第二十七条。
- (5) 子ども・子育て支援法二七条ノ三〇条、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（内閣府告示第四九号、平成二七年三月二一日）
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyousei/h270331/k49-honbun.pdf>
- (6) 政府配付資料、「平成二七年度における施設型給付等の公定価格について、平成二七年二月五日」
 平成二九年度予算案では、一日増やして年間三日とするとされている。平成二九年度保育対策関係予算（案）の概要 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
<http://www.mhlw.go.jp/file/06Seisakujouhou/11900000/Koyoutimintoujidoukatteikyoku/0000147021.pdf>
- (8) 子ども・子育て支援法一九条、二〇条、子ども・子育て支援法施行規則四条等。
- (9) この時間は自治体によって異なる。
- (10) 平成二七年三月三十一日付、府政共生第三五〇号通知の別紙二による。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h270331/s-santeikijun-t.pdf>
- (11) 平成二四年賃金構造基本統計調査
- (12) 保育所保育指針（厚生労働省告示第一四一号、平成二〇年三月二八日）第二章参照。
- (13) 文部科学省の調査によれば、小中学校において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は六・五%である。
 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」平成二四年二月五日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/okubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2021/11/01/1328729_01.pdf